

主な文化施設の管理・運営等について

1 京都芸術センター

(1) 京都市との委託契約について

財団法人京都市芸術文化協会（以下「芸文協」という。）は、京都芸術センターに関して京都市と「管理委託契約」と「事業の実施に関する委託契約」の2種類の委託契約を締結している。

ア 管理委託契約の主な内容

(ア) センターの管理の範囲

特別の設備の設置許可に関する事

現状回復の検査に関する事

センターの施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事

(イ) 京都芸術センターの運営に関する要綱の遵守義務

(ウ) 物品の貸与

京都市公有財産及び物品条例第12号の規定に基づく無償貸与
(注:「物品使用貸借契約書」が平成14年4月1日に締結されている)

貸借物品が不用になったとき又は契約期間が満了したとき、当該物品を返納しなければならない

(注:契約期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(エ) 委託料は四半期ごとに4分割して概算払いとし、第4期において精算することになっている

注:平成12年度委託料 152,868,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
平成13年度委託料 141,826,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(オ) 業務報告書の提出義務

イ 事業の実施に関する委託契約

(ア) 事業委託の範囲

芸術作品の製作、舞台芸術等を行うための施設の提供

芸術に関する情報の提供に関する事

市民と芸術家及び芸術家相互の間の交流の促進に関する事

美術品、美術工芸品その他の芸術作品の展示及び紹介に関する事

と

音楽、舞踏、演劇、伝統的な芸能その他の舞台芸術の公演に関する
こと

その他指定する事業

(イ) 委託料は委託業務の履行に要する費用として四半期ごとに4分割して概算払いとする。

(注：精算に関する明文の規定はない。)

(ウ) 第4条第3項に委託業務の履行に当たり収入が生じた場合は、芸文協が収入し、受託業務の執行に要する費用に充てることができるものとしている。

(エ) 業務報告書の提出義務

(2) 光熱水費の精算について

京都芸術センターの事業を受託している芸文協は、京都市との委託契約第4条において委託料を定め、概算払いすることになっており、第2項において「委託業務の履行に当たり収入が生じた場合は、乙がこれを収入し、委託業務の執行に要する費用に充てることができるものとする」と定めている。

ア 受託事業費の経費の精算に当たっては、人件費並びに光熱水費については、実費精算により精算すべきであり、そのとおり執行している旨の説明であった。

京都市は京都芸術センターの施設の一部を、営利企業に行政財産の目的外使用として賃貸し、京都市にその料金が収納されている。したがって財産の貸与は、芸文協の行う「委託業務の範囲」には入らないことは明らかである。

他方、芸術事業収入「雑収入」を見ると、営利企業から次のように電気料金及び水道代として入金されている。

(単位：円)

入金日	月分内容	金額
12.11.24	12/4.12/10月分電気料金 4.9月分水道料金	219,119
12.12.27	12/6.12/11月分電気料金 10-11月分水道料金	163,949
13.2.1	12/7.12/12月分電気料金	128,099
13.2.27	12/8.13/1月分電気料金 1-2月分水道料金	155,550
13.3.31	12/9.13/2月分電気料金	199,105
平成12年度合計		865,822

入金日	月分内容	金額
13. 5. 25	4月分電気料金	50,032
13. 7. 19	5月分電気料金 水道料金	112,038
13. 8. 21	6.7月分電気料金 水道料金	145,681
13. 9. 19	8月分電気料金	62,947
13. 10. 17	9月分電気料金 水道料金	97,094
14. 1. 22	10.11月分電気料金 水道料金	131,155
14. 3. 18	12.1月分電気料金 水道料金	139,826
14. 3. 31	2月分電気料金	70,858
	3月分電気料金 水道料金	88,726
平成13年度 合計		898,357
監査対象期間 総計		1,764,179

光熱水費の京都市との精算については、雑収入に計上されている前出の金額が、委託料で支払われる光熱水費の金額から、相殺することなく精算しているという説明であり、また、元明倫小学校の地域市民のためのサロンとして利用する施設の意味から、「受託業務の履行に当たり収入するものに準じた雑収入」として認識しているとの説明であった。

確かに明倫小学校体育振興会からの年額 12,000 円の電気料金のように、行政目的に直接関連する、地域の公益的な団体からであれば理解するところであるが、芸術センター施設として必要欠くべからざるものとはいえ、行政財産の目的外使用である限り容認しがたいことである。

さらに委託契約を見ると、受託事業の履行に当たり収入が生じた場合とは、事業委託契約の条項であり、光熱水費の収入は、管理上生ずる管理委託契約に基づくものであり、受託事業の履行に当たり生じた収入と光熱水費の戻入とは別のものであるから、混同してはならない。

なお、概算払である限り精算することは当然であり、仮に四半期ごとの支払いが概算払であるとするならば、「前金払」ということになると思われるが、精算に関して芸文協では、件名「平成13年度京都芸術センター事業委託料について」によって精算することの決定書が作成されている。

一方管理委託契約では、第9条(委託料)第3項において受託料の精算については、第4四半期において行う旨を定めている。

以上述べたごとく、本来光熱水費の戻入として委託料の精算の計算に入れるべきである。

イ 元明倫幼稚園に係る費用の支出について

元明倫幼稚園は、閉園後京都市の文化課に所轄が変更され、現在はその一部は明倫学区の自治会や老人会が使用している。平成12年・13年度の出金伝票綴りをみると、「芸術センター運営事業費」の大科目分類で、元明倫幼稚園にかかる光熱水費等の費用が支出されている。平成13年度の芸術文化協会の支出した同幼稚園関係の水道光熱費は、合計で451,180円である。平成12年度においては水道光熱費の他、幼稚園のトイレの漏水修理費127,050円、エアコン取付料864,990円、樹木剪定料557,500円が支出されている。これは、芸術センターの管理委託には、元明倫幼稚園の管理の委託も含むからであるという説明であったが、施設の管理にかかる委託契約書は、下記のような内容であり、道路を隔てて存在する元明倫幼稚園までが、その管理対象になることは読み取れない。

委託契約書（一部抜粋）

第1条 甲は、センターの管理を乙に委託する。

名 称 京都芸術センター

所在地 京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2

(3) 物品の貸与について

公会計は大きく、金銭会計と物品会計に分けることができる。物品会計においては、京都市の「物品会計規則」に定められている。市長部局では、企業会計という固定資産という概念がなく、したがって財産価値の減少を表す減価償却費の概念もない。

しかしながら、社団法人・財団法人のような公益法人においては「公益会計基準」にしたがい、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表の作成を求めている。また、重要な会計方針等の計算書類に対する注記も記載することを求めている。

このような会計目的、会計システム及び会計基準の違いを、概念としてどのように認識するのかが極めて重要な課題となってくる。受託事業費で購入した物品について、用語の違いを明らかにしたうえで検討する。

ア 用語の違い等

京都市物品会計規則

（物品の分類）

第4条 物品は、基金に属するものを除き備品及び消耗品に区分する。

（物品の管理）

第17条 (略) 専用備品及び共用備品に区分するとともに(略)
(他の課等への貸出し)

第18条の2 (略) その所管に属する物品を他の課等に貸出すときは(略) 物品公借書(第4号様式)を徴しなければならない。
(物品台帳)

第25条 (略) 備品台帳(第10号様式)を備え、課等における備品の増減及び現在高を記録しなければならない。

財団法人京都市芸術文化協会経理規程

(固定資産の定義)

第31条 固定資産とは、耐用年数1年以上であって、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及び差入保証金その他これに準ずる無形固定資産をいう。

(減価償却)

第36条 固定資産の減価償却については、定率法により毎年度末において減価償却を行わなければならない。

(注: 原文では「原価償却」となっているので訂正が必要である。)

(物品の定義)

第39条 物品とは、取得価格10万円未満の費用支出による資産をいう。

物品会計規則及び経理規程の条項で明らかなように、物品とは、市長部局においては「備品及び消耗品」であり、固定資産と消耗品との区分がない。それに対し、芸文協においては物品とは、「10万円未満の消耗品」をいうのであるから固定資産と区分している。

そこで、京都市と芸文協との間で締結されている「物品使用貸借契約書」でいう物品の定義が曖昧になる。この契約書の巻末「京都芸術センター備品目録」が添付されているので、このことを含めて検討する。

イ 芸文協の収支計算書では、備品はすべて「委託事業費」又は「京都芸術センター運営事業費」であって固定資産は全く表示されていない。したがって市長部局における用語の使い方や、経理処理の考え方がそのまま取り入れられているとみることができる。

ウ 京都市からの委託料で購入した物品については、民法第646条(受任者の受取物等引渡義務)に定められているように、受任者の名をもって取得した権利は委任者に移転することと定めており、移転する手続きがない場合は「大審大正3年4月24日刑一判大正3年(れ)432号」で次のとおり判断している。

(参照)

受任者又は事務管理者が自己の名で買入れた物の所有権は、委任者又は本人に移転する意思表示がない限り、受任者又は事務管理者に帰属する。

「大審大正3年4月24日刑一判大正3年(れ)432号」

民法(抄)

(受任者ノ受取物等引渡義務)

第646条 受任者ハ委任事務ヲ処理スルニ当リテ受取りタル金銭其ノ他ノ物ヲ委任者ニ引渡スコトヲ要ス 其ノ収取シタル果实亦同シ

2 受任者カ委任者ノ為ニ自己ノ名ヲ以テ取得シタル権利ハ之ヲ委任者ニ移転スルコトヲ要ス

ここに示したように、芸文協並びに京都市に別段の手続きがないので、物品の所有権は芸文協にあるものであり、単に市長部局において固定資産等の概念がない状況のもとで、市の取扱いに準じた処理をすることに課題があると言わざるを得ない。

エ 公益法人会計基準を採用すべき芸文協の経理処理から見ても、経理規程で定めている固定資産の適正な処理となっておらず、また同規程第42条においても「資産、負債及び正味財産並びに収支の諸勘定について所要の整理を行うもの」とされているが、すべてが経費支出となっている。

オ 京都市からの貸与物品については、平成12年4月1日締結の、管理の委託契約に「京都芸術センター備品目録」として添付されており、当初の開所に当たり無償貸与されたものである。

また、監査対象期間ではないが、平成14年4月1日に京都市と締結された「物品使用貸借契約書」に添付されている「京都芸術センター備品目録」を見たところ、「芸術祭典・京」事務が終了したことを受けて、平成14年1月15日に芸術祭典・京実行委員会から京都市へ寄付された物品が加えられていた。なお、それらとは別に次に掲げている10万円以上の物品のほか1万円以上とみられる物品も追加されている。

備品目録に追加された物品の明細

(単位:円)

品名	数量	金額
レーザープリンター	1	125,790
コンピュータ	7	1,939,000
照明機材	1	1,692,400

金屏風	2	2,305,000
液晶プロジェクター	1	480,900

しかしながら、これらは芸文協が所有する固定資産と考えられるので、今直ちに無償貸与物品とは言えず「芸術祭典・京」が処理されたと同様に、委任者である京都市へ権利を移転し引渡したうえで無償貸与物品に加える方法もある。芸文協においても「備品台帳」を設置して、取得年月日、品名、数量及び取得価格を記帳し、物品出納を明らかにしたうえで権利の移転の経過が確認できるよう整備すべきである。

<改善を要する事項>

- 1 委託料については、事業の実施に関する委託契約の第4条（委託料）の規定では第2項において芸文協からの請求に基づき「概算払」としていながら精算する規定がないので、光熱水費の本来精算すべきものの範囲を明確にしたうえで、契約の中で精算すべきことを明確にされたい。
- 2 京都芸術センター施設内における行政財産の目的外使用にかかる光熱水費の収入金について、京都市へ返還すべきである。
- 3 京都市と締結する芸術センターの管理委託契約において、委託内容に元明倫幼稚園の管理も含むのであれば、委託契約書にその名称及び所在地を記載すべきである。
- 4 芸文協の経理規程により、耐用年数1年以上、取得価格10万円以上の備品について、固定資産に計上するとともに、減価償却額を計算し、正味財産の増減について所要の整理をするよう改善されたい。なお、「備品台帳」を設置して、取得年月日、品名、数量、取得価格、権利の移転状況（年月日、移転先）を明らかにされたい。

2 京都コンサートホール

(1) 施設の概要について

京都コンサートホールは、世界文化自由都市宣言（昭和53年10月）の理念を音楽芸術の分野で具体化する事業として、また、平安建都1200年記念事業の1つとして建設され、平成7年10月15日に開館した。

従来、管理・運営を財団法人京都市音楽芸術振興財団（以下、「音芸財団」という。）に委託していたが、平成12年10月、当該財団と財団法人京都市文化ホール運営センターとが統合されたため、以後は財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下、「振興財団」という。）に委託している。

ア 建物の規模

敷地面積： 9,900平方メートル
建物構造： 鉄筋コンクリート造 地下2階、地上5階
建築面積： 5,391平方メートル
延床面積： 22,412平方メートル
高さ： 20メートル
所在地： 京都市左京区下鴨半木町1-26

イ 施設内容

コンサートホール（大ホール）

客席 1,839席（内、車椅子席6席）
形状 シューボックス（直方体）型
舞台 4管編成のオーケストラ（最大120人）と100人程度の合唱団が同時に演奏可能
国内最大級の規模のパイプオルガン設置
楽屋 個室楽屋4室、小楽屋2室、大楽屋4室、予備楽屋1室
音響 古典派はもとより、ロマン派以降の大編成の交響曲についても余裕をもって対応できる音響条件

アンサンブルホール ムラタ（小ホール）

客席 514席（内、車椅子席4席）
形状 六角形
舞台 30人程度の小編成のオーケストラまで演奏可能
楽屋 小楽屋2室、大楽屋2室
音響 ピアノリサイタルや室内楽に最適の音響条件

(2) 京都市との委託契約について

ア 京都市と音芸財団との平成12年4月1日締結の「京都コンサートホールの管理委託に関する契約書」第2条（委託の範囲）には

コンサートホールの利用の許可に関すること。

コンサートホールの施設、付属設備及び物品の維持管理及び安全に関すること。

前各号に掲げるもののほか、コンサートホールの管理等に関し甲が必要と認める事項。

に限定して規定されている。

しかしながら、振興財団の「平成12年度事業報告」における受託事業

として、「京都コンサートホール」管理業務では

ホールの管理運営においては、京都市から「京都コンサートホール」の管理業務を受託し、また舞台運営等の業務を委託し、演奏会の円滑な実施に努めた旨が記載されている。

駐車場の管理運営においては、同様に駐車場の管理、料金の徴収を行ったと記載されている。

したがって、「音芸財団の契約書」と上記「事業報告」では、コンサートホールの「運営」に関して契約内容の認識に差異が認められる。

ただし、平成13年4月1日付振興財団と締結した「委託契約書」においては、上記の差異は是正されている。

次に、音芸財団の契約書及び振興財団の契約書とも第11条(委託業務の検査等)において、委託者は、随時受託者の委託業務の執行について検査し、(中略)ことができる。」と規定されている。

しかしながら、文化課から「委託者と受託者の信頼関係により、平成12年度及び13年度は、上記「検査」は実施されていない」旨の報告を受けた。

イ 振興財団の京都コンサートホールの管理の受託事業にかかる支出が適正に行われているか確認するため、平成12・13年度の委託契約(支出)綴り・決定書綴りを見たところ、概ね振興財団の規程に従って適正に処理が行われていた。

その一環として一般競争入札の履行状況について質問したところ、平成13年契約事務関係というファイルの中の記述を提示を受けた。

その記述によると、振興財団は、平成12年度以降の警備・清掃・設備にかかる委託契約については、その業務内容の特殊性からそれぞれの業者が協力して一体的な管理運営を行い来館者の接客サービスに努めることを強く求められる業務であることから、1業種について1業者との契約とし、それぞれの業種で3年間は指名競争入札を行わないという方針決定を平成11年度になされたこと。そしてその方針決定に基づき平成12年度は警備・駐車場管理業務、平成13年度は清掃業務について指名競争入札が行われたこと。

しかし平成14年度については、本来設備の管理・保守点検業務にかかる委託契約について指名競争入札を行う年度であるが、平成14年1月末日時点で振興財団が定める指名競争入札の参加資格を有した業者がなく、また京都コンサートホール会館以来設備の管理・保守点検業務を委託してきた業者が警備や清掃の委託業者と連携を密にして

いて、京都コンサートホールの運営について円滑な遂行を行っている
ので引き続きその業者に設備の管理・保守点検業務を委託するという
ことが記載されていた。

この決議は、平成11年に京都コンサートホール会議室において行
われたが、その議事録も方針決定したときの記録文書もなく、この記
述は平成11年のこの方針決定の伝聞をもとに作成されている。

また、財団統合後のこの決定事項の京都会館部及び文化会館部への
伝達は、平成13年度に右京ふれあい文化会館の業者委託をする際、
口頭で行われ、各文化会館については、平成15年度の委託契約分
から同様の方針により入札がおこなわれることとなっている。

<改善を要する事項>

- 1 京都市は、契約上、京都コンサートホールの管理委託契約に基づく検
査ができることになっているので、定例的に検査を実施するよう努めら
れたい。
- 2 指名競争入札の参加資格を有した業者が全くないことを理由に、既存
の業者と随意契約することが、振興財団の契約事務取扱要領に定めると
おりの手続きであったか再検討する必要がある。できる限り競争原理を
働かせ委託先に経営努力を考えさせて、合理的な委託料にするように取
り組まれない。
- 3 財団が統合されてから、契約に関する取扱事務に係る処理方法が統一
されるまでに時間がかかりすぎている。より効率的な事業の執行を図る
ための統合である以上、今後は、連絡をより密にする方法等により効率
化を図られたい。
- 4 理事会での決議事項でないにしろ、3年に一度の委託契約の見直しに
かかる決議が、文書にて保存されていないのは、その方針決定の内容を
軽んじているともとられかねない。平成13年度の警備・清掃・音響以
外の設備に係る委託金額は約1億円である。金額の大きさをから考えて
も伝聞で済むようなことではない。
重要な取り決めについては、理事会の決議事項であるかないかにかかわ
らず、文章で残すようにされたい。

<監査意見>

委託契約にかかる事務手続きについて、京都市の出資法人が抱える問題
は、出資法人自体が契約についての専門的な知識を十分に有していないこ
とである。実務的には、前任者のやり方を踏襲するなどの方法に頼らざる

を得ないのが現状であると考えられ、これでは当初に京都市と業者が直接契約していた時よりも、金額面や業務内容について改善されるはずもなく、行政が期待した民間活用の効果を生み出すことはできない。

今後、振興財団のように、金額・規模において大きな委託契約が発生する出資法人については、契約事務についてのマニュアルを作成し、職員に契約についての研修を行うなどの方法により、委託契約についてのノウハウが保持できるような体制作りが望まれる。

3 地域文化会館

(1) 業者との委託契約

振興財団は、京都市から文化会館の管理を受託しており、その受託事業にかかる支出が適正に行われているか確認するため、東部文化会館と北文化会館の平成12・13年度の総勘定元帳と契約書綴りを見たところ、京都市契約事務規則を準拠すると見積合わせが必要とされる委託金額が10万円を超える契約について、見積合わせが行われたものが一件もなかった。

東部文化会館においては、委託契約書が年度ごとに綴られているのではなく、委託先の業者ごとに契約書ファイルが作成されており、そのファイルに複数年の委託契約書が綴られていた。これは、最初から見積合わせなどで業者を選定する意思がないことを示すものである。

これらの処理が行われた理由は、統合前の財団法人京都市文化ホール運営センターには、契約に関する規程がなかったためである。

しかし統合後の振興財団においても、平成13年4月1日から契約事務要領が作成されたが、統合日以降も、文化会館においてその要領に従った処理はなされていない。

(2) 振興財団の管理受託収入の精算

振興財団の管理受託収入の精算の仕方についての説明によると、京都会館部・文化会館部では、市からの委託料と事業による収入により会館の管理運営及び自主事業を行っている。このうち市からの委託料は概算払いの方式によっているので精算が必要である。この精算の状況を見たところ若干の問題があるので検討した。

ア 文化施設管理運營業務受託の見積金額について

文化施設管理運營業務受託の見積金額は、振興財団から市長あてに次のような見積内容の文書が提出されている。

平成13年度 文化施設委託料見積金額

(単位:円)

施設名	金額
京都コンサートホール	239,068,000
京都会館	212,356,000
円山公園音楽堂	3,115,000
アバンティホール	74,817,000
東部文化会館	101,939,000
呉竹文化センター	115,220,000
西文化会館ウエスティ	114,034,000
北文化会館	129,255,000
合計	989,804,000

イ 振興財団の総勘定元帳によれば、各文化会館に配分された管理受託料収入予算額は次のとおりである。

平成13年度 総勘定元帳管理受託料収入予算額

(単位:円)

施設名	金額
京都会館	500,033,000
アバンティホール	25,718,000
東部文化会館	46,052,000
呉竹文化センター	51,880,000
西文化会館ウエスティ	53,270,000
北文化会館	66,261,000
右京ふれあい文化会館	120,451,000
合計	863,665,000

前記アの平成13年度文化施設委託料見積金額中の文化会館の金額とイの施設ごとの総勘定元帳管理受託収入予算額との差異は、人件費及びその他の管理費の京都会館部で執行される予算額であって、各文化会館に配分していない金額である。

ウ 各文化会館の京都市への返還額

平成13年度 京都市への委託料返還額

(単位：円)

施設名	予算額	京都市への返還額		管理受託料収入
		不用額	修繕費流用額	決算額
京都会館	500,033,000	11,248,993	16,392,600	505,176,607
アバンティホール	25,718,000	6,468,149		19,249,851
東部文化会館	46,052,000	2,151,853		43,900,147
呉竹文化センター	51,880,000	1,321,759		50,558,241
西文化会館ウエスティ	53,270,000	2,066,849		51,203,151
北文化会館	66,261,000	2,681,178		63,579,822
右京ふれあい文化会館	120,451,000	19,055,208		101,395,792
合計	863,665,000	44,993,989	16,392,600	835,063,611

上表のうち「修繕費流用額」は、市と協議して光熱水費の不用見込み額から修繕費への流用を行った結果である。

例年光熱水費・共同管理費の相当額の不用額が発生しており、市への返還や平成13年度のように修繕費に流用されている。この光熱水費等には、節減の努力の結果生じた部分があるとしても、毎年度あらかじめ計算できるにもかかわらず相当額の不用額を含んでいる。当初見積するに当たっては、委託契約に定める管理上修繕すべきものと、市と協議して流用によって支出する中・大修繕を明確に区分すべきものである。なお、平成13年度の京都市への返還額は、不用額44,993,989円から修繕費の流用額16,392,600円を控除した28,601,389円である。

エ 不用額の経理方法

振興財団の総勘定元帳では、各文化会館の付帯事業収入を含んだ額で収支差額を計算し、各文化会館の「管理受託収入」を減額するとともに、京都会館部の「管理受託収入」に不用額として内部振替によって加算されている。これは、各文化会館の収支を均等させるための方法としてなされたことである。

京都会館部の総勘定元帳「管理受託収入」には、「平成13年度委託料不用額受入」としてその他事業収支残6,399,401円が加算されている。本来委託契約による管理受託料収入の精算であるから、各文化会館の付帯事業収入を加えて、京都会館部の「管理受託収入」へ振替を行うことは不適当と思われる。

(3) 事業効率の計算

各文化会館の事業効率は次のとおりである。

施設別
事業別

事業効率の計算

東部文化会館

(単位:件 / 千円)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ホール (利用件数)	139	151	135	131	134
創造活動室 (利用件数)	522	520	440	439	447
会議室等 (利用日数)	1,065	1,149	1,004	1,163	1,170
合計 利用件数	1,726	1,820	1,579	1,733	1,751
財源					
使用料収入	19,977	23,436	20,241	21,851	21,312
事業別コスト					
合計	19,977	23,436	20,241	21,851	21,312
維持管理費	112,614	104,202	104,805	107,803	102,337
合計	112,614	104,202	104,805	107,803	102,337
事業別コスト-使用料収入	92,637	80,766	84,564	85,952	81,025
類型:					
住民利用効率 (%)	100	121	100	108	116
利用件数効率 (件)	1.86	2.25	1.87	2.02	2.16

(注) 1 グループ等の複数の利用者であるため、人数にかえて「件数」により計算した。
2 日数については便宜上1日を1件として計算した。

$$\text{住民利用効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{平成9年度利用件数}} \times \frac{\text{平成9年度事業別コスト-使用料収入}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100 = \%$$

(小数点以下四捨五入)

$$\text{利用件数効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100,000 = 10\text{万円} \text{で何件利用できたか (件)}$$

(小数点以下2位未満四捨五入)

施設別
事業別

事業効率の計算 呉竹文化センター

(単位:件 / 千円)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ホール (利用件数)	198	208	172	173	163
創造活動室 (利用件数)	461	432	388	352	329
会議室等 (利用日数)	1,465	1,441	1,338	1,245	1,224
合計 利用件数	2,124	2,081	1,898	1,770	1,716
使用料収入	29,388	29,882	25,904	26,816	25,103
財源					
合計	29,388	29,882	25,904	26,816	25,103
維持管理費	122,506	113,262	119,139	118,163	114,693
事業別コスト					
合計	122,506	113,262	119,139	118,163	114,693
事業別コスト-使用料収入	93,118	83,380	93,235	91,347	89,590

類型	住民利用効率 (%)				
利用型事業	100	109	89	85	84
	2.28	2.50	2.04	1.94	1.92

(注) 1 グループ等の複数の利用者であるため、人数にかえて「件数」により計算した。
2 日数については便宜上1日を1件として計算した。

$$\text{住民利用効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{平成9年度利用件数}} \times \frac{\text{平成9年度事業別コスト-使用料収入}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100 = \%$$

(小数点以下四捨五入)

$$\text{利用件数効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100,000 = 10\text{万円で何件利用できたか (件)}$$

(小数点以下2位未満四捨五入)

施設別
事業別

事業効率の計算 西文化会館ウエスティ

(単位:件 / 千円)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ホール (利用件数)	132	141	120	126	124
創造活動室 (利用件数)	504	514	495	437	379
会議室等 (利用日数)	1,353	1,543	1,460	1,455	1,535
合計 利用件数	1,989	2,198	2,075	2,018	2,038
使用料収入	25,108	29,465	26,796	26,105	26,120
財源					
合計	25,108	29,465	26,796	26,105	26,120
維持管理費	135,677	130,943	127,579	137,255	131,097
事業別コスト	0	0	0	0	0
合計	135,677	130,943	127,579	137,255	131,097
事業別コスト-使用料収入	110,569	101,478	100,783	111,150	104,977

類型	住民利用効率 (%)	120	114	101	108
利用型事業	利用件数効率 (件)	1.80	2.06	1.82	1.94

- (注) 1 グループ等の複数の利用者であるため、人数にかえて「件数」により計算した。
 2 日数については便宜上1日を1件として計算した。

$$\text{住民利用効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{平成9年度利用件数}} \times \frac{\text{平成9年度事業別コスト-使用料収入}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100 = \%$$

(小数点以下四捨五入)

$$\text{利用件数効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100,000 = 10\text{万円} \text{で何件利用できたか (件)}$$

(小数点以下2位未満四捨五入)

施設別
事業別

事業効率の計算

北文化会館

(単位:件 / 千円)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ホール (利用件数)	390	378	407	402	431
創造活動室 (利用件数)	367	342	355	408	413
会議室等 (利用日数)	1,598	1,653	1,742	1,715	1,873
合計 利用件数	2,355	2,373	2,504	2,525	2,717
使用料収入	28,800	26,382	30,401	29,291	30,893
財源					
合計	28,800	26,382	30,401	29,291	30,893
維持管理費	175,008	178,923	188,605	181,174	167,163
事業別コスト					
合計	175,008	178,923	188,605	181,174	167,163
事業別コスト-使用料収入	146,208	152,541	158,204	151,883	136,270

類型	住民利用効率 (%)	97	98	103	124
利用型事業	利用件数効率 (件)	1.56	1.58	1.66	1.99

(注) 1 グループ等の複数の利用者であるため、人数にかえて「件数」により計算した。
2 日数については便宜上1日を1件として計算した。

$$\text{住民利用効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{平成9年度利用件数}} \times \frac{\text{平成9年度事業別コスト-使用料収入}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100 = \% \quad (\text{小数点以下四捨五入})$$

$$\text{利用件数効率} = \frac{\text{当該年度利用件数}}{\text{当該年度事業別コスト-使用料収入}} \times 100,000 = 10\text{万円} \text{で何件利用できたか (件)} \quad (\text{小数点以下2位未満四捨五入})$$

文化会館「事業効率」一覧表

1 住民利用効率 (平成9年度を100とした場合の%)

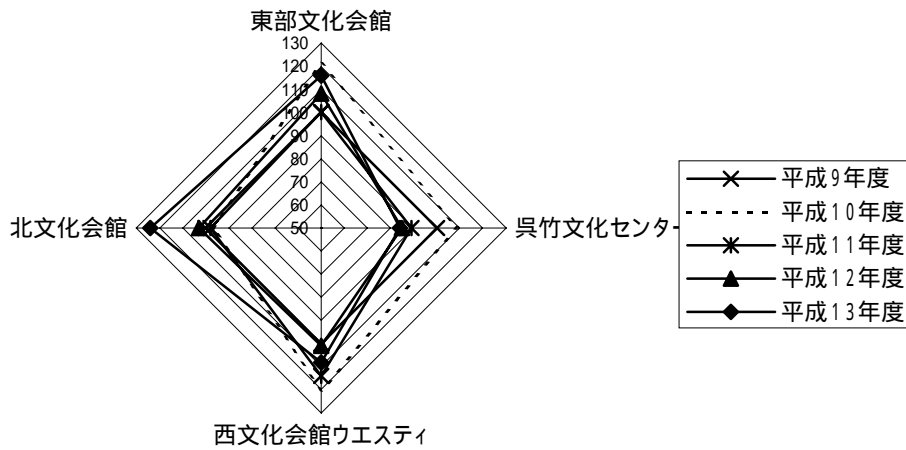
事業名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
東部文化会館	100	121	100	108	116
呉竹文化センター	100	109	89	85	84
西文化会館ウエスティ	100	120	114	101	108
北文化会館	100	97	98	103	124
右京ふれあい文化会館					

2 利用件数効率 (コスト10万円当たりの件数)

事業名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
東部文化会館	1.86	2.25	1.87	2.02	2.16
呉竹文化センター	2.28	2.50	2.04	1.94	1.92
西文化会館ウエスティ	1.80	2.17	2.06	1.82	1.94
北文化会館	1.61	1.56	1.58	1.66	1.99
右京ふれあい文化会館					

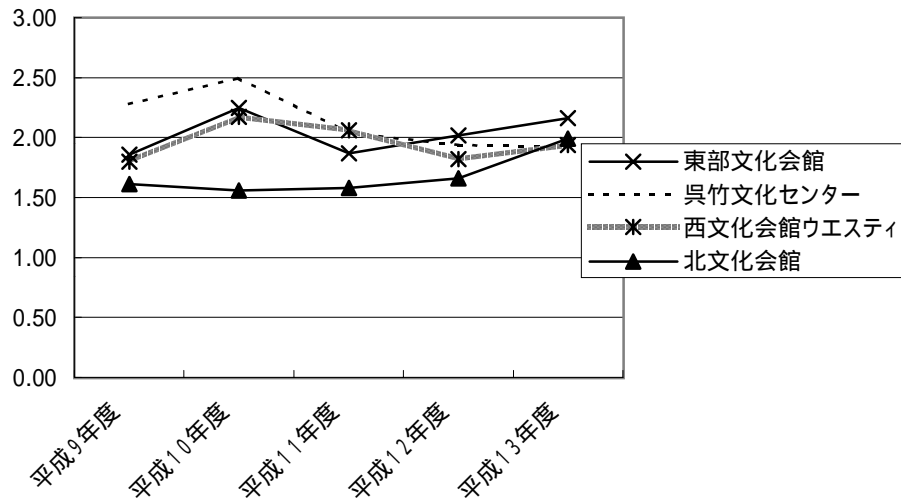
(注) 右京ふれあい文化会館は、平成13年9月17日開館につき分析対象から除いた。

住民利用効率



利用件数効率グラフ

コスト10万円当りの利用件数



(4) 効率的利用について

現在、芸術文化振興計画に基づき、京都会館、アバンティホール、地域文化会館の整備充実とともに、芸術文化振興のための環境を多方面から充実させるべく、既存の芸術文化施設とのネットワーク化がすすめられている。

文化会館・地域体育館は、いずれも、市民の身近に設置された芸術文化・スポーツ振興の拠点となるべき施設であるが、同時に、これは今日衰退の兆しをみせている地域コミュニティ再生の拠点でもあり、施設整備とともに、活動内容の充実及び効率的利用が極めて重要である。

京都は、身近に芸術文化に触れられるという恵まれた環境にあるために、逆にこのことがさまざまな芸術文化に接しようとする動機づけを弱めている側面があることは確かである。

しかし、市民による芸術活動は、自らの市民生活を豊かにし、市民の文化度を高めるだけでなく、幅広い芸術活動への目を開き、それが京都の芸術活動全般を活性化させることに通ずるのみならず、芸術活動を通じて、多くの市民が地域文化会館に集うことは、地域コミュニティの再生にとっても、大きい役割を果たすことが期待されるのである。したがって、地域文化会館事業の内容は、貸館にとどまらず、市民の身近に設置された芸術文化振興の拠点に相応しく、多彩であることが望ましいことはいうまでもない。

< 監査意見 >

文化会館の効率的利用の一方法として、京都市から京都コンサートホール、京都会館、アバンティホール、文化会館等の管理・運営を受託している財団法人音楽芸術文化振興財団及び芸術家と市民の交流の場でもある京都芸術センターの管理・運営を受託している財団法人京都市芸術文化協会、各区の住民文化組織、区政担当者による「芸術文化振興連絡協議会(仮称)」を設置し、市民の要望、芸術文化振興に必要な取組などについて協議するとともに、地域文化会館を拠点とする市民と芸術家との交流など地域文化会館の事業内容の一層の充実を図るべきである。